

## ～トピックス～

1. 海外転勤=国外転出届で変わる－税金・健康保険・年金
2. 税務カレンダー（2023年11月、12月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

## 経営者の名言シリーズ

「真摯さはごまかせない」

ピーター・ドラッカー（経済学者）

※経営者100の言葉より引用

## 海外転勤=国外転出届で変わる－税金・健康保険・年金

### ◆国外転出届をすると国内住所がなくなる

1年以上の予定での海外転勤となると、居住している自治体に転出届を提出します。転出先として国外の住所を記載するので国外転出届となります。この届出により、国内に住所はなくなります。国内に住所がなくなることで、住所を基に課される税金や保険・年金の扱いも変わってきます。

### ◆所得税・住民税

国内に住所がなくなると、所得税法上の納税義務者区分は、非居住者となります。

給与以外の所得がなければ、日本での所得税の課税はなく、勤務先国での税法に従った課税となります（駐在期間中の自宅を他人用の賃貸に出すなど、給与以外の日本国内源泉所得がある場合は、日本での確定申告が必要となることもあります）。

個人住民税は、その年の1月1日時点で市町村（都道府県）に住所がある者に対して課税されます。そのため、住所がなくなった翌年からは、帰国して住所を持つこととなるまで、住民税は課されないこととなります。

### ◆社会保険・国保・年金

赴任前の国内会社から継続して国内払い給与があれば、海外赴任中も各種社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇

用保険など）の被保険者資格は継続となります。厚生年金につき、赴任先国と日本との間で年金協定があれば、2つの国での二重払いを回避できます。

健康保険が継続していると、海外赴任中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合に、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる海外療養費制度が使えます。

一方、雇用主が駐在先の現地法人となる場合には、現在の日本での被保険者資格を喪失することになります。その場合は厚生年金から国民年金への切り替えや健康保険の任意継続などの手続きが必要となります。

国民年金は、日本国籍者であれば、海外居住でも任意加入できます。国民年金に任意加入する目的としては、年金をもらう条件として必要な加入期間を充足させることと将来もらえる年金額を減らさないためなどです。なお、海外在住者に国民健康保険の任意加入制度はありません。

記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

## 2023年11月の税務

11月10日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

11月30日

●所得税の予定納税額の納付（第2期分）

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日）

## 2023年12月の税務

12月11日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（当年6月～11月分）の納付

翌年1月4日

●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

## おすすめ書籍のご紹介

### 仕事で「ミスをしたくない人」と「ミスをする人」の習慣



ジャンル	生産性・時間管理		
著者	藤井美保代		
出版社	明日香出版社		
定価	1,540円（税込）	出版日	2018年04月18日
評点			
総合	★★★★☆	明瞭性	★★★★☆
革新性	★★★★☆	応用性	★★★★☆

絶対に避けたい。そう思っているにもかかわらず起きてしまうのがミスというものだ。「次からは気をつけよう」と気合いを入れ直しても意味はないが、とはいえ「ミスが起きるのは仕方ない」と諦めてしまうこともできない。ほんの小さなミスであっても、時には取り返しのつかないほどの大きな損失につながることもあるからだ。では、どうすればミスをなくすることができるのか。

本書では、業務改善や業務効率化を専門とする著者、藤井美保代氏が、「ミスをしたくない人」と「ミスをする人」を比較しながら、ミスをしないための習慣や工夫を紹介している。項目は全部で50あり、「考え方」「情報」「段取り」「整理整頓」「コミュニケーション」「ビジネスツール」「気づく力」という7つの観点から、ミスをなくすために押さえておきたいポイントがたっぷり紹介される。

本書を読んでいると、ミスをなくそうと心がけることは、効率的に働くことと、ともに働く相手に対して誠実であることにつながっていると実感できる。ミスをなくす工夫は、より良く働くことに直結しているのだ。より良い仕事をしたいと願うビジネスパーソンを中心に、働き始めて間もない人や、ミスのなくならない後輩や部下の指導に悩む人にもおすすめしたい。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



藤居税理士事務所

〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場2-3-4 日宝長堀ビル405

TEL : 06-4256-4489 E-Mail : info@taxfujii.com

WEB : https://www.taxfujii.com